

犯罪被害者等に対する経済的支援についての意見

1、理念・・・基本的考え方

1、1 犯罪被害者等に対する経済的支援の基本的考え方

犯罪被害者への支援の基本的考え方として、「犯罪を防ぐことができなかった国家の責任として支援を行う」、「国家の責任からではなく、同情と連帯共助の精神から支援を行う」などが存在する。

基本的考え方は、犯罪被害者への経済的支援のみならずあらゆる犯罪被害者への支援に関わるものであり、犯罪被害者等基本法（以下基本法という）や犯罪被害者等基本計画（以下基本計画という）で明確にすべきことである。基本法、基本計画では、基本的考え方として「国家責任」には触れられていないが、犯罪被害者等の個人の尊厳にふさわしい処遇を受ける権利と犯罪被害を回復また軽減し平穏な生活ができるようにする国の責務が明確にされている。経済的支援の検討では、上記の考え方を基本的な考え方とすべきである。

1、2 被害回復・軽減の内容

犯罪被害者等の被害回復の内容として、健康に関する被害回復、生活能力・労働能力に関する回復、経済的被害に関する被害回復がある。

まず、健康（肉体的・精神的）に関する被害回復が最も重要であり、健康の被害回復に最善が尽くされなければならない。次に、健康の完全な回復が不可能で後遺障害が残らざるをえない時には、その生活能力・労働能力の回復に最善が尽くされなければならない。基本計画では、これらの点についても検討され、担当省庁で必要な施策が講じられることとなっている。しかし、非本計画で示されている内容では不十分である。例えば、事業主に犯罪被害者等についての理解を深め、雇用の維持継続や教育も含めた職場復帰への支援を求めていくことなど、更に検討が進められ、一層有効な施策が追加して実行されていかなければならないと考える。健康回復・生活能力・労働能力の回復に最善が尽くされたにもかかわらず、後遺障害により生活能力・労働能力の十分な回復が不可能な時、又死亡の時には、基本法に精神に沿って精神的・経済的被害の回復が図られるべきである。

2、補償制度

2、1 趣旨

犯罪被害者等基本計画の基本的考え方、日本の社会福祉の基本的方向性、欧米の犯罪被害者補償制度の動向等を総合的に勘案すれば、「損害賠償の視点に立った労災補償型の補償制度」を確立すべきではないかと考える。

2、2 対象・範囲

補償の対象としては、国内外での犯罪被害者を対象とすべきである。

基本計画で示されている犯罪被害者等がその尊厳にふさわしい処遇を保障される権利と犯罪被害を回復・軽減し平穏な生活ができるようにする国の責務は、日本国内における犯罪被害者のみに限定されるものではなく、日本国外における犯罪被害者にも等しく及ぶべきものである。また、日本人の出国者数が１７００万人にも及んでおり、多くの日本人が国外で犯罪被害に遭遇する可能性を有している。更に、国外における犯罪被害者は、犯罪被害発生時点から国内における犯罪被害者よりも多くの経済的・精神的困難に直面することが多く、その被害回復が強く望まれる。現実に犯罪被害者支援センターなど犯罪被害者への支援組織では、当然のこととして国外における犯罪被害者をも対象に支援している。

２、２ 給付内容（給付水準含む）と給付方法

（１） 傷害

健康（肉体的・精神的）の被害回復が、最も重要であり、日本の社会保障に関連する諸制度を参考に、必要経費が優先して支給されるべきである。また、犯罪被害者の実態に対応した仮給付制度の確立が必須である。

（２） 障害給付・遺族給付

支給水準は、自賠責の水準を目安とすべきである。

基本計画の討議の中でも度々給付水準は自賠責の水準を確保すべきとの意見が述べられている。また、自賠責の水準は、日本の傷害・遺族補償の社会的水準と考えられており、犯罪被害者の補償もこの水準を目安とされるべきである。

（３） 支給方法

犯罪被害者の実情、社会保障に関連する諸制度を考慮すれば、年金と一時金の併用型が望ましい。

以上

犯罪被害者等への経済的支援についての検討の進め方・・・論点整理

1、犯罪被害者等基本計画の考え方

2、日本の社会保障制度、福祉サービスの基本的考え方

3、欧米の犯罪被害者への経済的支援の基本的考え方と基本的方向性

以上の3点の整理をし、「犯罪被害者等への経済的支援の基本的考え方と基本的方向性」をまとめる。

・・・・・・・・・・・・・・・・

1、日本の社会保障制度の考え方と具体的内容

2、日本の社会保障制度に関連する諸制度の考え方と具体的内容

「犯罪被害者等への経済的支援の基本的考え方と基本的方向性」をベースに上記2点を考慮し、「新しい犯罪被害者等への経済的支援の具体的内容（対象者、範囲、支給水準、支給方法など）」の原案をまとめる。

原案を犯罪被害者の問題点、実態と検証し、「新しい犯罪被害者等への経済的支援の具体的内容」をまとめる。

・・・・・・・・・・・・・・・・

1、損害賠償請求の基本的考え方を明らかにし、請求費用のあり方、求償についての考え方、国の立替払い制度についての考え方、公選弁護士・弁護士費用の負担についての考え方をまとめ、原案とする。

原案が犯罪被害者の直面している課題を克服できるものか検証し、まとめる。

・・・・・・・・・・・・・・・・

1、認定、不服申し立てに関する機関のあり方については、日本の現状の課題・問題点を整理し、欧米の状況と比較考量し、「認定、不服申し立てに関する機関」のあり方の原案をまとめ、犯罪被害者の直面している問題を克服できるものか検証し、まとめる。

2、児童虐待、配偶者等からの暴力、人身取引以外の犯罪等に対する被害直後の保護、及び再被害の危機回避のための施設及び生活立て直しを図るための中期的住居の確保については、「犯罪被害者等への経済的支援の基本的考え方と基本的方向性」をベースに、日本の現状の課題・問題点を整理し、課題解決のための原案をまとめ、原案が犯罪被害者の直面している問題を克服できるものか検証し、まとめる。

・・・・・・・・・・・・・・・・

1、「経済的支援の具体的内容」と「民間団体に対する財政的援助の具体的内容」から財源の規模を試算し、財源を検討する。

犯罪被害者等に対する経済的支援に関する具体的内容・・・論点整理

1、経済的支援に関する「理念」

2、補償制度

2、1 趣旨・・・見舞金型・生活保護型・労災補償型・損害賠償型

2、2 対象・・・国籍、罪種（親族間・過失犯・財産犯）

2、3 範囲・・・発生場所（国内外）

2、4 給付内容（水準含む）と給付方法

2、4、1 傷 害・・・医療費・カウンセリング費・通院費・弁護士費

車椅子、義肢など補装具費・住宅、自動車改造費などの
環境整備費など諸費用

休業補償・慰謝料

2、4、2 障害給付・・・適用する障害の程度、
慰謝料・逸失利益

2、4、3 遺族給付・・・慰謝料・逸失利益
葬儀費

2、4、4 支給方法・・・障害給付と遺族給付（一時金・年金・一時金と年
金の併用）
・・・仮給付

2、4、5 テロ事件被害者に対する特別給付

2、5 不支給・減額の事由・・・親族間・過失

2、6 併給調整・・・損害賠償・他の公的給付・民間保険

2、7 求償権

2、8 手続き・・・時効・遡及適用
認定機関

3、損害賠償請求

・損害賠償請求の考え方

・損害賠償債務の国による立替払い及び求償

・公選弁護士・弁護士費用の負担

4、被害直後・中期的な居住場所の確保

・児童虐待、配偶者等からの暴力、人身取引以外の犯罪等に対する被害直後の保
護及び再被害の危機回避施設

・生活立て直しを図るための中期的住居の確保

5、財源

犯罪被害者等に対する経済的支援に関する考え方・・・論点整理

1、犯罪被害者等基本計画について

- 1、1 犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又軽減し、再び平穏な生活ができるようにすることは、国の責務である。
- 1、2 犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
犯罪被害者等は、社会において平穏な生活を享受する権利を有している。
- 1、3 犯罪被害者支援は、個々の事情に応じて、途切れることなく、国民の総意を形成しながら展開されることが必須である。

2、日本の福祉制度の考え方

- 2、1 自立した個人の形成を重視すると共に自立が困難になった場合、個人の尊厳に立脚しつつ家庭、地域組織、企業、国、地方公共団体等社会全体で支える自助・共助・公助のシステムが適切に組み合わせられた重層的福祉構造としていくことが必要である。
(「21世紀福祉ビジョン 1994年」)
- 2、2 自己責任に委ねることが適当でない問題に社会連帯による支援—自己実現と社会的公正
(「社会福祉の基礎構造改革について」 1995年)

3、欧米の犯罪被害者への経済的支援の考え方と基本的方向性

3、1 考え方

国によって考え方は異なる。

ドイツでは犯罪を防げなかった国家の責任。アメリカでは犯罪被害者の権利の明確化。イギリス・フランスでは同情と連帯の精神からの補償。

3、2 基本的方向性

どの国も、医療費や遺失利益など経済的損失を補償している。

・対象

基本的には国内での犯罪を対象とし、過失犯・財産犯は対象外としている。

アメリカでは外国でのテロ被害を対象。フランスではフランス人の外国での犯罪被害、財産犯も対象。

・支給水準

アメリカは州により異なるが、多くは110万円から275万円。イギリスは1億円以内。フランスは死亡・就労不能障害・性被害は上限なし、軽障害・及び財産犯は条件を付して37万円を上限。ドイツは基礎年金1,5万円から10万円と所得調整年金被害前後の所得差額の42.5%。

配偶者年金。遺児年金。

- ・ 支給方法

ドイツは年金。アメリカ・イギリス・フランスは一時金。

4、日本の社会保障制度

4、 1 社会保険（医療保険制度、公的年金制度、介護・障害者福祉、労働者災害保険制度）

4、 2 公的扶助・社会福祉（生活保護、児童・障害者・母子福祉制度）

5、社会保障に関連する諸制度

5、 1 自動車損害賠償保障制度

5、 2 犯罪被害者給付制度

5、 3 原子爆弾被害者に対する援護

5、 4 医薬品副作用被害救済制度

5、 5 公害健康被害補償制度

5、 6 警察官の職務に協力援助した者の災害給付

以上